

第四級海上無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

- A 1 次の記述は、落成後の検査について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

□A□を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件等に係るものを含む。）及び員数並びに□B□（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
 の検査は、 の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について、第24条の2第1項又は第24条の13第1項の登録を受けた者（登録点検事業者又は登録外国点検事業者のことをいう。）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて の届出をした場合においては、□C□を省略することができる。

A	B	C
1 変更の許可	時計及び書類	当該検査
2 変更の許可	計器及び予備品	その一部
3 予備免許	時計及び書類	その一部
4 予備免許	計器及び予備品	当該検査

- A 2 船舶局において、無線航行のためのレーダーを取り替えようとする場合はどうしなければならないか、電波法の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。ただし、当該取替えは、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来さないものとする。

- 1 レーダーの取替え工事を行うことについて、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。
- 2 レーダーの取替え工事を行い正常に動作することを確認した後、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 取替えに係るレーダーの工事設計書を添えて、レーダーの取替え工事を行う旨をあらかじめ総務大臣に届け出なければならない。
- 4 レーダーの取替え工事を行う旨を総務大臣に届け出て、その後最初に行われる定期検査において、取替え工事の結果について検査を受けなければならない。

- A 3 次に掲げる無線設備の機器のうち、遭難自動通報設備の機器はどれか、電波法施行規則の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶自動識別装置の機器
- 2 捜索救助用レーダートランスポンダ
- 3 双方向無線電話
- 4 船上通信設備
- 5 インマルサット高機能グループ呼出受信機

- A 4 次の記述は、無線従事者の免許に関して述べたものである。電波法の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波法第9章に定める罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に対しては、無線従事者の免許を与えないことができる。
- 2 無線従事者になろうとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。
- 3 無線従事者の国家試験に合格した者及び総務省令で定める無線従事者の養成課程で、総務大臣が総務省令で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者は、無線従事者の免許を受けることができる。
- 4 総務大臣は、無線従事者が電波法又は電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、その免許を取り消すことができる。

A 5 次の記述は、無線局の運用に関して述べたものである。電波法の規定に照らし誤っているものを1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信については、この限りでない。
- 2 無線局を運用する場合には、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状等（免許状又は登録状のことをいう。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、次に掲げる場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
 - (1) 無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用するとき。
 - (2) 実験無線局を運用するとき。
- 4 無線局を運用する場合には、空中線電力は、免許状等（免許状又は登録状のことをいう。）に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信については、この限りでない。

A 6 次の記述は、無線通信の秘密の保護について、電波法の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、**A** 行われる無線通信（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその**B**を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

C がその業務に関し知り得た無線局の取扱中に係る無線通信の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の周波数により	内容	無線通信の業務に従事する者
2 特定の周波数により	存在若しくは内容	免許人
3 特定の相手方に対して	内容	免許人
4 特定の相手方に対して	存在若しくは内容	無線通信の業務に従事する者

A 7 次に示す事例のうち、無線局運用規則の規定により入港中の船舶の船舶局を運用することができない場合はどれか、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合
- 2 総務大臣若しくは総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査に際してその運用を必要とする場合
- 3 他の通信に混信を与えるおそれのない中短波帯又は短波帯の周波数の電波により漁業通信を行う場合
- 4 26.175MHzを超え470MHz以下の周波数の電波により通信を行う場合

A 8 次の記述は、通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあてる通報を、呼出しに使用した電波により同時に送信しようとする場合について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務の無線電話通信において、通信可能の範囲内にあるすべての無線局にあてる通報を同時に送信しようとするときは、第20条（呼出し）及び第29条（通報の送信）第2項の規定にかかわらず次に掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- (1) **A** 3回以下
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回以下
- (4) **B** 1回
- (5) 通報 2回以下

A	B
1 各局	通報の発信者
2 各局	通報の種類
3 全局	通報の発信者
4 全局	通報の種類

A 9 次の記述は、2, 182 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用制限について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

2, 182 kHz及び156.8 MHzの周波数の電波の使用は、できる限り短時間とし、かつ、□A□以上にはわたってはならない。ただし、□B□の周波数の電波を使用して遭難通信、緊急通信又は安全通信を行う場合及び□C□の周波数の電波を使用して遭難通信を行う場合は、この限りでない。

A	B	C
1 2分	2, 182 kHz	156.8 MHz
2 2分	156.8 MHz	2, 182 kHz
3 1分	2, 182 kHz	156.8 MHz
4 1分	156.8 MHz	2, 182 kHz

A 10 安全通信とは、どのような通信か。電波法の規定に照らし正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 2 船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に陥った場合に安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 3 船舶又は航空機に緊急の事態が発生した場合に安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- 4 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

A 11 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、無線電話を使用する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて使用する場合及び船舶航空機間双方向無線電話を使用する場合（遭難通信及び緊急通信を行う場合に限る。）を除く。）は、□A□又は通常使用する呼出電波を使用して行うものとする。ただし、遭難通信を行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不相当であるときは、この限りでない。

海上移動業務において、無線電話を使用して安全通報を送信する場合（デジタル選択呼出通信に引き続いて送信する場合を除く。）は、□B□の規定にかかわらず通常通信電波により行うものとする。ただし、□B□により安全呼出しを行った場合には、当該電波によることができる。

A	B
1 A3E電波27, 524 kHz若しくはF3E電波156.8 MHz	F3E電波156.8 MHz
2 A3E電波27, 524 kHz若しくはF3E電波156.8 MHz	A3E電波27, 524 kHz
3 F3E電波156.8 MHz	F3E電波156.8 MHz
4 F3E電波156.8 MHz	A3E電波27, 524 kHz

A 12 次の記述は、緊急通信を受信した場合の措置について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線電話による緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

の緊急通信が□A□行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、□B□の規定にかかわらず緊急通信に□B□の電波により通信を行うことができる。

海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちにその海岸局、海岸地球局又は□C□に通報する等必要な措置をしなければならない。

A	B	C
1 自局の近くで	混信を与えるおそれのない周波数	船舶の責任者
2 自局の近くで	使用している周波数以外の周波数	船舶局の免許人
3 自局に対して	混信を与えるおそれのない周波数	船舶局の免許人
4 自局に対して	使用している周波数以外の周波数	船舶の責任者

A 13 無線局がその免許を取り消されることがあるのはどの場合か、電波法の規定により正しいものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き6箇月以上休止したとき。
- 2 電波法第73条第1項の規定による検査（定期検査）の通知を受けた無線局がその検査を受けなかったとき。
- 3 免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 4 その発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。

A 14 次の記述は、時計及び業務書類の備付け並びに時刻の照合について、電波法及び無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局には、正確な時計及び A を備え付けておかなければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

の時計は、その時刻を B 中央標準時又は協定世界時に照合しておかなければならない。

- | A | B |
|-----------------------------|---------------|
| 1 総務省令で定める書類 | 毎日1回以上 |
| 2 総務省令で定める書類 | 毎日正午及び午後8時の2回 |
| 3 無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類 | 毎日1回以上 |
| 4 無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類 | 毎日正午及び午後8時の2回 |

B 1 次の記述は、海上移動業務の無線局が無線電話の機器の試験又は調整のため電波を発射する場合の送信事項等について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。 内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、 内の同じ記号は、同じ字句とする。

次の事項を順次送信する。

- (1) ただいま試験中 ア
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 ア

更に イ 聴守を行い、他の無線局から ウ がいない場合に限り、「 エ」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「 エ」の連続及び自局の呼出名称の送信は、 オ を超えてはならない。

- | | | | | |
|-----------|-------|--------|---------|-----------|
| 1 停止の請求 | 2 3分間 | 3 1分間 | 4 3回 | 5 本日は晴天なり |
| 6 試験電波発射中 | 7 1回 | 8 10秒間 | 9 混信の申出 | 10 30秒間 |

B 2 次の記述は、無線電話通信において使用する略語について述べたものである。無線局運用規則の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

ア 「安全」の3回の反復は、無線電話による安全信号である。

イ 「誰かこちらを呼びましたか」の略語は、自局に対する呼出しに対して応答する場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときに、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに使用する。

ウ 通信が終了したときは、「さようなら」を送信するものとする。

エ 「明りょう度5」は、「そちらの信号（又は・・・（名称又は呼出名称）の信号）の明りょう度は、悪いです。」を意味する。

オ 送信中において誤った送信をしたことを知ったときは、「訂正」の略語を前置して、正しく送信した適當の語字から更に送信しなければならない。

- B 3 次の記述は、海上移動業務の無線電話通信における応答について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

無線局は、自局に対する呼出しを受信したときは、□ア 応答しなければならない。

の規定による応答は、順次送信する次に掲げる事項（以下「応答事項」という。）によって行うものとする。

- (1) 相手局の呼出名称 □イ
(2) こちらは 1回
(3) 自局の呼出名称 □イ

の応答に際して直ちに通報を受信しようとするときは、応答事項の次に「□ウ」を送信するものとする。ただし、直ちに通報を受信することができない事由があるときは、「□ウ」の代わりに「お待ちください」及び□エ 概略の待つべき時間を送信するものとする。概略の待つべき時間が□オ 以上のときは、その理由を簡単に送信しなければならない。

- | | | | | |
|-----------|--------|------|-------|----------|
| 1 分で表す | 2 3回以下 | 3 了解 | 4 1回 | 5 どうぞ |
| 6 分又は秒で表す | 7 直ちに | 8 5分 | 9 10分 | 10 2分以内に |

- B 4 次の記述は、遭難通報の送信について、無線局運用規則の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

遭難呼出しを行った無線局は、できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、□ア により次の事項を順次送信して行うものとする。

- (1) 「□イ」又は「遭難」
(2) 遭難した船舶又は航空機の □ウ
(3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要とする救助の種類その他救助のため必要な事項

の(3)の位置は、原則として□エ をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び□オ で示す距離によって表すことができる。

- | | | | |
|----------|-----------|------------|------------|
| 1 名称又は識別 | 2 経度及び緯度 | 3 所有者又は運行者 | 4 メーカー |
| 5 無線電話 | 6 パン パン | 7 海里 | 8 遭難自動通報設備 |
| 9 海域 | 10 キロメートル | | |

- B 5 次に掲げるもののうち、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき、電波法の規定により総務大臣から受けることがある処分に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者の免許を取り消される。
イ 3箇月以内の期間を定めて、無線設備の操作の範囲を制限される。
ウ 3箇月以内の期間を定めて、その業務に従事することを停止される。
エ 3箇月以内の期間を定めて、その無線従事者が従事する無線局の運用を制限される。
オ 2年間無線従事者国家試験の受験を停止される。

- B 6 次に掲げるもののうち、電波法施行規則の規定により、船舶局に備え付けておかなければならない無線業務日誌に記載しなければならない事項を1、記載を要しない事項を2として解答せよ。

- ア 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速
イ 無線機器の試験又は調整のために行った通信の概要
ウ 通信のたびごとに、空電、混信、受信感度の減退等の通信状態（遭難通信、緊急通信、安全通信その他無線局の運用上重要な通信に関するものを除く。）
エ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
オ 自局の船舶の航程（発着又は寄港その他の立ち寄り先の時刻及び地名等を記載する。）